

そなえあれば
うれいなし

西淀

防災 Times

Vol. 7 令和3年11月22日発行

『防災 Times Vol.7』では、『防災 Times Vol.6』に引き続き、教職員向け防犯訓練についての続編をお送りします。今回は、本校での防犯マニュアルを中心にお伝えしますので、教職員の皆様は、12月1日の訓練までにご一読ください。今回は縮小版ですが、直前の職員会議において、縮小したものではありません資料を提示します。

【今回の訓練について、実施の流れです】

学校内への不審者侵入防犯訓練（実施計画）	
研修のねらい	不審者侵入に対し、教職員が連携を図りながら、児童生徒等の安全を守るため、迅速、適切に行動できるようにする。
想定	凶器や危険物を隠し持った不審者2名が、校舎内に侵入し、声かけにも応じず、教室等に押し入ろうとした状況を想定し防犯訓練を実施。
教職員の動き・対応	留意点
○凶器や危険物を隠し持った不審者が保護者を挟み侵入してくる	
1. 不審者が校舎に侵入してくる ○第一発見者が声をかける。 発見者「どちらにご用ですか？」 不審者「忘れ物を届けに」 発見者「お預かりします」 不審者「自分で持っていく！」 ※対応するときは、身を守るために1～1.5m離れる。 ○別室（職員室等）に案内し、不審者を隔離するよう試みる。	○不審者の態度や言動、持ち物等の把握を行い、凶器の所持についても報告できるようにする。 ○対応職員がすぐに避難できるような部屋（学校の出入口付近）。 ○支援要請時のサインも決めておく。 ※要検討事項
○不審者の隔離または退去に失敗！ 声かけに応じず、凶器や危険物を出し、教室に向かおうとする	
2. 不審者と判断し、防衛対応を実施する ○発見者は不審者の侵入を職員室に通報する（例えば、通報プザーや非常ベル、大声で知らせるなど） ○【教頭】緊急放送にて、教職員と児童生徒に防衛指示を出す ○【学校長】110番通報をする ○その他の教職員は教室施設後、直ちに現場に駆けつけ、不審者対応にかかると同時に、警察官が到着するまで、5分程度で、警察官が到着	○二次被害防止のため、教職員は施設を優先的に行う（教室待機の場合） ○施設後、不審者対応職員と児童生徒管理対応職員とに分かれて行動
*訓練の流れについては、あくまで展開例であるので、実態に合わせて内容を検討して実施する。 *地域の警察署（西淀川警察）に協力を依頼し、訓練のシナリオや当日の打合せを念に行っておく。（今後、協力要請するほうが望ましい。現在コロナ禍での実施が予想される為、当日の協力は要請しない。） *当日の流れや教職員の動き等については、危機管理マニュアルに基づいて、必ず教職員間で確認しておく。その際、不審者対応職員と児童生徒管理対応職員、負傷者への対応や応答不明者等への対応等、緊急対応の際の役割をあらかじめ決めておくことで、迅速な情報収集と的確な対応を行うことができる。 *訓練実施後は、必ず検証する機会を設け、検証に基づいて危機管理マニュアルを修正し、実効性のあるものにしていく必要がある。 *いざという時に対応できるよう、応急手当等の実技研修を実施し、教職員が技能を身に付けておく必要がある。	
緊急放送の例 ※あくまで一例なので、この通りではない。 (待機と支援要請の場合) 「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。 ○○係の先生は、○○へ集まってください。」 ※「○○教室に、お茶の準備ができました。」(侵入者に気付かれないように) (避難指示の場合) 「これから緊急集会を開きますので、全員今から伝える場所に集合してください。小学部は運動場に、中学部は体育館に集合してください。」 ※状況に応じて、教室で待機もしくは運動場や体育館など児童生徒の安全を確保しつつ、適切な避難行動をとらせるようにする。	
○不審者を各階トイレ方向に追い込み、駆けつけた警察官とともに取り押さえる	
○不審者対応教職員は防犯用具（さす又等）で協力し、不審者を児童生徒から離れた方向に追い詰める ○駆けつけた警察官により、身柄を拘束される	○教職員の目的はあくまでも不審者を児童生徒から隔離または動けなくして、警察官の到着まで、児童生徒の安全を確保することである
○不審者引き渡し完了（安全確認）後、児童生徒の安全確認及び心のケアを行う	
3. 不審者の引き渡し確認後、児童生徒等の安全を確認し、体育館に集合する ○校長先生から訓練について講評してもらう	○心のケアの観点も含め、児童生徒の状態を確認する
児童生徒や教職員の負傷者等の確認について ※ 負傷者がいるか ※ 不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられる。それは、必ずしも教職員がついている授業中だけでなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生する恐れがあり、それぞれの場面に於いて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要がある。 ※ 応急手当などをする 児童生徒等や教職員に負傷者が発生した場合には、迅速に「119」番に通報し、救急車を要請する必要がある。それと同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて、速やかに止血、心肺蘇生法などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。	

【本校の防犯の対応について】

防犯の対応について

はじめに
不審者が学校内に侵入し、学校の安全を脅かす事故・事件が発生するときに備え、適切な危機管理体制を確立するマニュアルを作成する必要がある。
そこで、本校では、防犯に関する危機管理マニュアル作成の柱として次の4点を設定する。
① 児童・生徒及び教職員の生命の安全を図る。
② 危険を察知し、事故・事件の発生を未然に防ぎ取り組みを行う。
③ 万一、事故・事件が発生した際は、適切かつ迅速に対応して被害を最小限に抑える。
④ 事故・事件の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

日常の安全確保
1. 児童・生徒の登校時間
(1) 門衛開閉職員の役割
・毎朝7時より、来校者のチェックを行う。
(2) 教員の役割
・毎朝8時50分頃より通学バスを控え入れ、児童生徒を安全に通学バスから降車させる。また下校時は、首肯・管理職が通学バスやサービス送迎車の停車等交通整理を行う。
(3) 受付員の役割
・通学バス先車校到着後、正門を閉める。その後は来校者の対応を行う。
・保護者が自家用車で登校することを担任から連絡を受けたら、門の開閉の準備をする。
2. 児童・生徒の授業時間
(1) 受付員の役割
・正門及び南門の施設確認と用件、来校者の対応を行う。
・来訪者の所属、氏名、用件を確認し、受付係者の記入とし、「来訪者カード（名札）」の着用を依頼する。申請が不審な場合には、すでに職員室（教頭）に連絡し、指示を仰ぐ。
・用件終了後、受付係者にチェックと来訪者カードの返却を求め、退校するのを見届ける。
(2) 教職員の役割
・保護者には、年度当初配布した「保護者カード（名札）」の着用を依頼する。忘れられた場合は、来訪者カードを併用してもらう。
・教頭・前下等専門科来訪者と出会う場合には、必ずサイン等の声かけを行う。
・校内で不審者を発見した場合は、校内放送で「全校集会」を行います。係の先生は○○までお集まりします（※校舎における順序）と連絡する。
3. 児童・生徒の下校時間
(1) 受付員の役割
・通学バス発車時刻10分前に正門を開け、安全確認を行う。（状況に応じて、不審者対応も。）
・通学バス発車して児童・生徒の安全に本校の帰路確認、正門を施錠する。
(2) 教職員の役割
・教員は、児童・生徒を通学バスに乗車させ、安全なバスの発車を確認する。
・首肯・管理職が通学バスやサービス送迎車の停車等交通整理を行う。

不審者侵入時対応

名札のない者が校内に立ち入る

初期対応

第一発見者 用件を聞く
正当な理由あり 目的の場所を紹介する
正当な理由なし 退去した 第一発見者は退去の確認をする
第一発見者が退去を求めず 教頭へ報告
退去しない

不審者の存在を周囲に知らせる

児童・生徒の安全確保と避難・誘導（HMF）
○ 教職員に緊急連絡
○ 児童・生徒の人員確認と教頭の指示を待機、室内への侵入を防ぐ。
○ 教室で待機、避難についての放送の指示を待つ。
○ 児童・生徒の安全確認後、可能な範囲で不審者対応の支援体制を組む。
※ 児童・生徒の動静を静めるような冷静な指示

不審者対応

○ 隔離できる場所へ連れて行く努力を試みる
○ 所持品（凶器等危険物）を確認する（確認範囲内）
○ 不審者との距離を確保する
○ 警察が到着するまで児童・生徒に危害が及ばないよう配慮する
※ 不審者を落ち着かせるよう丁寧に対応する

防衛対応

○ 攻撃に備え防衛できる身延道具を活用する（さす又、ぼうし、椅子、机、机、机、机など）
○ 不審者の注意をそらす、児童・生徒に近づかせない

警察が到着するまで防衛対応に努め被害拡大防止に取り組む

緊急措置（被害対応）

警察による保護・逮捕

負傷者の有無の確認
負傷者の応急手当

負傷者がいない
負傷者がいる

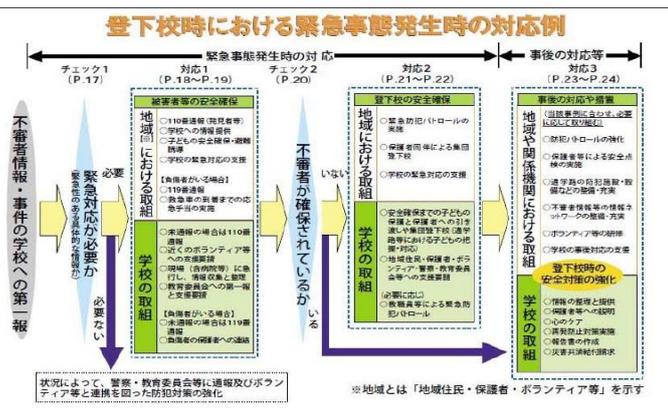
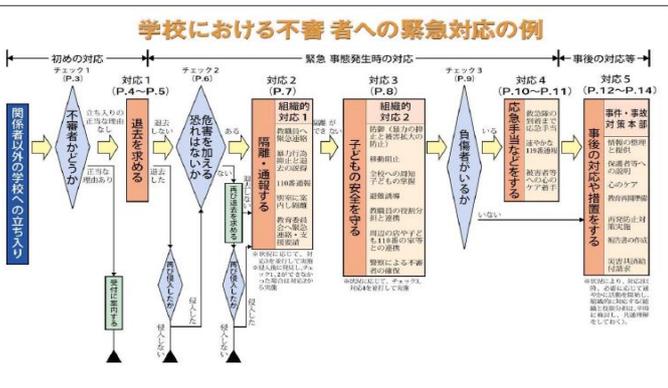
事後対応

○ 警察の現場検証に協力する。
○ 校長は学務主事・首肯を招集し、校内の状況把握と今後の対策を指示する。（臨時集会、当日の授業調整、下校方法、保護者への連絡方法など）
○ 大府教育行政に職歴を整理して報告する。
○ 報道機関への対応準備、記録等、情報の整理を行う。

【緊急対応マニュアルと一次救命処置について】

その他「緊急対応例」

避難訓練は危機管理マニュアルに基づいて、教職員の安全対応力を高めるために行うものである。また、こうした避難訓練によって、対応の仕方を児童生徒等が事前に経験しておくことは、安全教育的うえでも非常に有効である。



提供：「学校の危機管理マニュアル ー子どもを犯罪から守るためにー」文部科学省 平成19年11月

応急手当等について

児童生徒や教職員が負傷した場合には、状況によって救急車を要請する必要がある。その際に、迅速に「119番」に通報するとともに、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて、教職員は速やかに止血、心肺蘇生法などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにしてはならない。そのためには、消防署や日本赤十字社等の協力を得て実技研修を実施し、教職員が応急手当等の技能の習得に努めることが大切である。

一次救命処置(BLS)
- 心肺蘇生(CPR)とAED -

「人が倒れている」近づきその前に

- 意識を確認する
- 協力者を求める
- 呼吸をみる
- 胸骨圧迫を30回
- できれば、人工呼吸を2回
- メッセージを使ってAEDを使う

STEP 1: 電源を入れる
STEP 2: 「電極パッドを貼ってください」
STEP 3: 「心電図を解析中です」
STEP 4: 「電撃ショックが必要です」
STEP 5: 胸骨圧迫と人工呼吸の繰り返し
STEP 6: 以降もAEDのメッセージに従う
STEP 7: 医師または、救急隊に引継ぐ

提供：日本赤十字社

防災 Times Vol.6において、皆さんも考えてみてくださいと記載しましたが、様々なご意見もあると思いますので、あくまで一例として、記載させていただきます。

★不審者って一体どんな人が不審者なんでしょうか？(服装や特徴など)

→普段校舎内で見かけない人。その中でも挙動不審な行動をとる人。

→白いワイシャツで、一見業者関係や教育委員会関係など、普段から訪問するであろうという人。など

★本校ならどんな場所から侵入される可能性があるでしょうか？

→小学部棟のベランダ側。プール側の出入り口。正門から堂々と。など

★教職員自身が身の危険を感じた時、児童生徒を守ることが第一なんでしょうか？

→教職員自身の安全確保をするとともに、児童生徒を安全に避難させること。

★もし、防犯訓練までに、不審者侵入事件が本校で起きた時、どうすればよいでしょうか？

→まずは、マニュアル云々よりも、教職員自身の安全確保をするとともに、児童生徒を安全に避難させてください。

★『さすまた』や『警杖』などの資機材はどこにあるでしょうか？

→さすまたは、体育館前と事務室前。警杖は、事務室前にあります。

職員会議でも簡単に説明はしますが、12月1日(水)の防犯訓練は、突然不審者が校舎内に侵入し、トラブルを起こそうとします。誰が不審者なのかは当日までわかりませんが、教職員の皆さんはそれまでにじっくりと対応策を考えておいてください。どんなことが起きるのか想定できないのが、今回の訓練の目的となります。この訓練までに実際に起こるかもしれないということも忘れないでください。